

岩美町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年9月10日(木) 午前9時35分～午前10時25分
2. 開催場所 岩美町役場 ミーティング室
3. 出席委員

●農業委員11人

会	長	山	本	淳(14番)
委	員	1番	福石幸生	
		2番	大森正良	
		3番	上田陽一	
		6番	米村進司	
		7番	濱崎智熙	
		8番	寺尾孝則	
		10番	賀山圭子	
		11番	北村凱男	
		12番	山本一美	
		13番	飯野幸義	

●農地利用最適化推進委員5人

15番	横田光男
16番	宮本裕澄
17番	河本俊一郎
19番	藪田俊博
20番	上田芳夫

4. 欠席委員(4人)

4番	藪内孝博
5番	上根慶万
9番	岸本利博
18番	小谷幸次

5. 議事日程

日程第1 開会

日程第2 会長あいさつ

日程第3 議事録署名委員の決定

1番 福石幸生

6番 米村進司

日程第4 報告事項

①前総会(8月11日)のてんまつ

日程第5 議事

①議案第1号 農地法第3条の規定による農地の権利移動の許可について

②議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請書の審議について

日程第 6 その他

①活動記録に関する取り決めについて

②農地転用について

③第 1 1 次岩美町総合計画審議会委員の推薦について

6. 農業委員会事務局職員

局 長 補 佐	前 田 悟 史
主 任	西 川 恵

事務局	ただいまから令和２年度第６回総会を開催いたします。 総会の成立についてでございますけども、本日の出席委員は１４名中１１名で、岩美町農業委員会会議規則第６条による定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告いたします。 なお、４番の藪内委員さん、５番の上根委員さん、９番の岸本委員さんからは欠席する旨の連絡をいただいております。小谷委員さんについては連絡をいただけていないんですけども、後から来られるかもしれません。
事務局 会 長	それでは、会長のほうからご挨拶のほうをお願いいたします。 改めましておはようございます。 ８月の暑い中でございましたけれど、計画しておりました農地パトロールお世話になりました。今後また事務局のほうで整理をしたいと思いますのでお願いいたします。 それから、田んぼのほう稲刈りが忙しい時期となりました。ご存じのように関係しておられる人の欠席がありますが、体のほうには気をつけてこれから頑張っていただきたいと思います。 今日の日程のほうは、３人が２件ほどお願いをすることになっておりまして、そのような議案の協議をお願いいたします。
議 長	それでは、議事録署名委員の決定でございますが、いつもどおり私のほうから指名させていただいてよろしいでしょうか。 （異議なし）
議 長	では、１番の福石委員、それから６番の米村委員をお願いいたします。
議 長 事務局	では、報告事項に入らせていただきます。 事務局お願いします。 資料のほう３ページになります。 前回８月１０日の総会では、５条、１件２筆ということで、浦富地内の田んぼに関する住居建築を目的とした転用についてお諮りしました。ご承

	認いただきましたので、許可相当ということで、8月12日付で県の東部農林事務所へ進達しております。その後、8月18日付で県のほうから許可が下りまして、8月21日に許可指令書を農業委員会で受付しました。その後、8月24日付で、譲受人、譲渡し人それぞれに許可書を送付しております。 報告は以上です。
議 長	何か質問がございましたら、お願いします。 ありませんか。 (質問、意見なし)
議 長	では、議事のほうに入らせていただきます。
議 長	第1号議案「農地法第3条の規定による農地の権利移動の許可について」、事務局のほう説明をお願いします。
事務局	今回1件ですけども、筆が6筆の申請地がございます。全て陸上です。*****、面積は108平米、地目は畑です。それから、2番は*****、面積は162平米、地目も畑です。それから、3番、*****、面積が288平米、地目は畑です。それから、4番、*****、面積は1,344平米、地目は畑です。それから、5番、*****、面積は64平米、畑です。それから、6番、*****、面積が3,557平米の田となっております。 それから、資料のほう1番になりますが、こちらのほう1ページにそれぞれの申請地の場所を赤く色づけして掲載しております。 申請者につきましては、譲受人が陸上の*****さん、75歳、それから譲渡し人が岩井の*****さん、72歳です。こちらについては贈与による所有権移転となります。実は、見覚えがある方もあると思うんですが、この6筆については、実は以前に3条申請で所有権移転した経緯があります。 資料の2ページのほうをお開きいただきたいんですが、この申請に係る土地についてのデータと今回申請に至った経緯等をこちらの資料で説明したいと思います。 1番ですけど、これまでの経過ということで、番号の1番から5番については、平成30年2月13日開催、平成29年度になりますが、第11回の総会において、京都市の*****さんという方から、今回譲渡し人になります岩井の*****さんに3条申請の許可が出ています。同様に、番号6

番については、令和2年1月10日開催の第10回の総会で、同様に****
*さんから*****さんに3条申請で許可が出ている土地となります。今回の
申請に至った経緯ということで、短期間での申請になっておりますのでご
説明したいと思います。

もともと*****さんという京都市在住の方がお持ちの土地だったんです
が、平成23年に旦那さん、*****さんが亡くなられまして、奥さんであ
る*****さんがこの土地6筆を相続されました。当時はこの*****さんが帰
ってきて耕作しようというところであったようですが、亡くなられてしま
ったので奥様1人では難しいということで、今京都市在住であるため耕作
することができないということで、岩美町内で土地を所有してくれる人を
探しておられました。そうしているうちに、平成30年当時、先ほどご説
明したように、*****さんの親戚関係に当たる現在の所有者である*****さ
んに譲ることが決まりまして3条申請を行い、許可を受けました。です
が、やはり同じ岩美町内といえども、やはり岩井から陸上ということに
なると、実際に耕作を始めてみると、地域との役割分担ですね、水路、農
道等の管理の付き合いなどままならない状況であったと。で、*****さん
のほうも、自分よりも適切に耕作管理をしてくれる方が、地元におられな
いかということで考えていたところ、こちらの*****さんの親戚関係であ
る、今回譲受人の*****さんが譲り受けてくれるってということになりまし
て、今回の申請に至ったそうです。

この*****さんのほうは、陸上在住で、現在有する農地でも里芋や白菜
等野菜をつくっておられて、農業経験も十分あります。*****さんが取得
されて間もない土地の再度の譲渡となるんですけども、*****さんのほう
に譲渡がされることによって、現在よりも適切に管理、耕作がなされるの
ではないかと思われます。

3番ですけども、現状と今後の耕作予定ということで整理をしておりま
す。2ページの(3)、下の表ですが、1番から3番の畑については耕作
中で、いろいろとつくっておられますが、白菜なんかを植付けをしようか
ということをお聞きしております。

それから、1から3のほうは耕作予定で、野菜等を植える予定がありま
す。それから、4番の*****と*****については保全管理で、今は4番のほ
うには一部果樹が植えてあります。所有権移転後には、果樹であるとか大
根などを植える予定だということです。それから、6番は、田んぼですけ
ども、*****、これについても現在は保全管理の状態です。こちらについ
ては、令和2年1月10日の所有権移転をするために、令和元年12月6
日付で解約してるんですが利用権の設定をされておりまして、その際利用
権設定してた*****さんという方に、作業委託という形でこれらの畑、栽
培をする予定だということです。

状況については以上のようなことです。これらを踏まえて、*****さん

に譲った田が農地法上の要件に合致するかどうか審査しました。そして、譲受人である*****さんは、取得農地をどう効率的に利用するかということですが、今回取得予定の田んぼについては、先ほど説明しましたが作業委託をするということですし、その他の土地についても、白菜、大根など野菜や果樹等を作付するということです。それから、現在所有している農地については、ユズやギンナン、キュウリ、白菜などを作付している。

それから、2つ目の要件、取得後に本人または世帯人が農作業に常時従事できるかどうかというところですが、150日という基準がありますが、申請者本人、*****さんは年間従事日数は200日、あと奥様のほうが50日となっております。

それから、3番目の要件、下限面積ですが、取得後の譲受人の耕作面積は8,803平米となりまして、下限面積、東地区は10アールとなりますが、こちらを超えていますので要件は満たします。

それから、周辺地域の農地の効率的かつ総合的な利用に支障がないことという4番目の条件ですが、これまでどおり畑は畑として、田んぼの耕作をするということで、特に周辺の農地利用上の影響は考えられないということです。

それから、地域での定期的に行われてる水路清掃や除草作業に参加して、周辺農家と協力して用水路等の管理に努めるとのことです。

以上のことから、農地法第3条第2項第1号から第7号までの要件を満たすと考えております。

それから、この令和2年2月に、岩美町農業委員会として、資料4、5ページに掲載しておりますが、農地法第3条の申請に当たって審査基準を設けております。こちらの審査基準についても、今回こちらを設定してから初めてですので審査を行いました。

第2の審査基準ですが、こちらについても審査しまして、1番の共通基準Aですが、こちらは農地法上でも審査しますが、効率的に利用をすることというところで、こちらは先ほど審査したとおり大丈夫ということです。

それから、イの譲受人は地域との調和に配慮し、3年以上継続して効率的に耕作すること誓約する旨の書面を提出しなければならないというところで、こちらについては3ページに載せておりますが、誓約書のほうを本人からいただいております。

それから、ウですが、譲受人は取得農地を効率的に利用できる通作距離または通作時間の区域内に住居を有しなければならないということで、1ページに申請土地と併せて譲受人の居住地ということで赤く表示しております。近隣にお住まいですので、こちらは大丈夫かと思えます。

それから、(2)については、新規就農者、新規参入者の場合の規定になります。今回、*****さんについては、新規就農者ではないので、こち

らは対象外となります。

それから、第3の審査方法ですが、共通事項でア、許可申請の審議に先立って、担当地区の農業委員または農地利用最適化推進員は、現地調査及び聞き取り調査を行うものとするという分ですが、9月4日に、上根委員さんと宮本推進委員さんと現地調査を行いました。その際には、申請地***のほうは草が生えてるような状況でしたが、昨日確認をしてみたら、草刈りもされて、果樹が植えられるような状況にはなっていました。

イのほうは、申請農地が正常に耕作されてない場合は、原則として農地に復元されるまで審議に付さないものとするという条件ですが、草刈りがされて果樹が植えられるような状態になっておりました。そのほかは耕作されていますし、保全管理もされています。

説明は以上となります。

議 長

説明が終わりました。

質疑を始めたいと思います。

質疑のある方、挙手をお願いします。

よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長

では、ないようですので、採決のほうに入らせていただきます。

第2号議案「農地法第3条の規定による農地の権利移動の許可について」、賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成でございますので、許可することにしました。ありがとうございました。

それでは、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請書の審議について」、事務局のほうから説明をお願いいたします。

事務局

資料のほう6ページと資料は2になります。

申請地は、岩常****、登記帳簿としては田ですが、現況は畑となっております。面積は1, 282平米となります。

使用貸借による権利設定で、転用事業者は岩美町新井の****、****さんです。

転用目的は、町が発注者であります****工事に係る現場事務所等の設置となります。現場事務所の工事関係者の駐車場、これは資材置場です

が、となっております。そのための工事期間中の一時転用ということになります。

それから、2ページ目のほうに、申請地の位置図をつけております。赤で印をつけてあるところとなります。

立地基準については、農地区分は農用地区域内農地となります。

資料2の3ページに、農振農用地の確定図というものをつけておりますが、申請地はその区域内にある農地ということとなっております。この地域については、農振法の規定で、市町村が定める農業振興地域整備計画において農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農地ということとなっております。

許可根拠ですが、農用地区域内の農地は、原則許可することができません。ただ、例外として、幾つかの場合は転用が認められております。そのうち今回は、仮設工作物の設置、そのほかの一時的な利用に供するもの、いわゆる一時転用というものですが、こちらは例外として許可ができています。ここで言う一時的な利用の期間というのは、一時的な利用の目的を達成することができる必要最小限の期間になりまして、最大3年以内とされています。今回は、工期が1月末までということで、5か月程度でありますので、適正な利用期間と認めるということができます。

1ページの4番の(3)、営農条件です。

こちらについては、申請地の北側、東側、西側は、用悪水路となり、農業用水路となっております。南側は田となっていて、*****さんが耕作しておられる田となっています。

それから、5番の一般基準ですが、他法令許可はありません。

規模の妥当性ですが、4ページのほうに土地利用計画図をつけておりますが、入り口と書いてあるほう側が北側となります。こちらのほうに現場事務所2棟と乗用車5台分の駐車場、仮設トイレを1基、倉庫2棟の設置と、配管は資材置場ということで計画をしております。土地利用計画図から妥当な規模となっています。

それから、被害防除計画ですが、全面に碎石を敷設して、隣地境界は土羽打ちします。

それから、雨水は自然流下で、汚水は発生しません。

南側に農地がございますので、そちらのほうへの日照通風への影響を防ぐため、現場事務所等建築物は北側に設置をされます。

それから、資金調達計画ですが、この転用を含めて*****工事として*** **円の請負契約を岩美町のほうと交わしております。

それから、最後にこちら一時転用ですので、農地復元の担保ですが、5ページのほうに復元計画図を添付しております。碎石を敷いた上に建設する予定ですが、その現場事務所、トイレ等は撤去して、全面に敷いた碎石は取り除いて復元するということです。

6 番ですけども、農業公共投資の部分です。

こちらのほうは、県営小田川地区公害防除特別土地改良事業の地区として、事業期間は昭和 6 1 年から平成 1 2 年まで、土地改良区としては岩美土地改良区のです。こちらのほうを一時転用することについては、土地改良区からも同意をいただいております。

説明は以上となります。

議 長

説明が終わりました。

質疑に入りたいと思います。

1 1 番

資料の中に土地の地権者の名前が載ってない。

事務局

資料 2 のほうには特に載せてないんですが、議案資料の 6 ページのほうで説明しましたが、右端のほうですね、貸渡人というところで、所有者としては*****さんになるんですが、お亡くなりになられてますので、相続人代表者ということで*****さん、こちらについては相続人が兄弟と奥様がおられましたので、そちらの方々の同意書をいただいた上で、貸渡人として*****さんということで申請をいただいております。

事務局

相続人全員の同意の判をいただいた上での申請です。

1 1 番

まあそれは当然ですけども、制度としてはやっぱり書いとかなとな、分からんし、工事期間についても、一時転用の期間が何日までということで書いとったほうがいい。

事務局

一時転用の場合は、転用期間を表記させていただきます。

議 長

よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長

それでは、採決のほうに入らせていただきます。

第 2 号議案の「農地法第 5 条の規定による許可申請書の審議について」、知事に進達することについて、賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成ということで議決されました。

それでは、その他のほうへ入らせていただきます。
それでは、事務局のほうから。

事務局

- 活動記録に関する取り決めについて
- 農地転用について
- 第11次岩美町総合計画審議会委員の推薦について

議長

それでは、最後に10月の予定を決めさせてもらって終わりにしたいと思います。

10月12日9時からということで、よろしくお願いします。

それでは、どうもありがとうございました。